

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	辻 淳 子
同	西 崎 照 明

### 住民監査請求について（通知）

平成 28 年 10 月 6 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

### 記

#### 第 1 請求の受付

##### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

##### (1) 住民監査請求の趣旨

平成25年度において大阪市が住之江区A地域活動協議会に対し交付した補助金（以下「本件補助金」という。）は、架空請求の疑いがあるので、大阪市は適切な調査のうえ当該補助金の返還等必要な措置を講ぜよ。

##### (2) 請求の理由

##### ア 補助金充当の理由

住之江区A地域活動協議会（以下「地活協」という。）は、本件補助金をA文化会館及びA西部会館（以下「会館」という。）がカラオケ代行業者であるBことCに支払った情報料に充当したと説明している。

情報料とは、会館に設置された通信カラオケ機器のメーカーである第一興商の専用サーバから楽曲データ等の配信を受け、HDD内に保存された楽曲データ等の演奏、再生をするなどカラオケサービス全体を利用する対価である。

従って、いわゆるロック解除と言われる違法な使用方法が取られていない限り、会館がCに支払った情報料は、第一興商と回線契約を締結しているCを通じて第一興商に支払われているはずである。

会館がCに支払ったとされる情報料は、次の通りであった。

(A文化会館)

平成25年4月20日	13,650円	H25年4月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年5月20日	13,650円	H25年5月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年6月20日	13,650円	H25年6月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年7月20日	13,650円	H25年7月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年8月20日	13,650円	H25年8月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年9月20日	13,650円	H25年9月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年10月21日	18,900円	H25年10月分カラオケG100情報料
	18,900円	H25年11月分カラオケG100情報料
平成25年12月13日	18,900円	H25年カラオケ12月分情報料
	18,900円	H26年カラオケ1月分情報料
平成26年2月14日	18,900円	H26年カラオケ2月分情報料
	18,900円	H26年カラオケ3月分情報料

(西部会館)

平成25年4月20日	13,650円	H25年4月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年5月20日	13,650円	H25年5月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年6月20日	13,650円	H25年6月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年7月20日	13,650円	H25年7月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年8月20日	13,650円	H25年8月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年9月20日	13,650円	H25年9月分カラオケG50Ⅱ情報料
平成25年10月21日	18,900円	H25年10月分カラオケG100情報料
	18,900円	H25年11月分カラオケG100情報料
平成25年12月13日	18,900円	H25年カラオケ12月分情報料
	18,900円	H26年カラオケ1月分情報料
平成26年2月14日	18,900円	H26年カラオケ2月分情報料
	18,900円	H26年カラオケ3月分情報料

#### イ 回線契約の不存在

上記の情報料の支払われたDAM-G50及びDAM-G100につき、機器メーカー（株式会社第一興商及び株式会社第一興商近畿）に対し弁護士法23条に基づく照会を行ったところ、両社は、Cとの間に情報料に関する取引関係がない旨回答した。

#### ウ Cへの文書送付嘱託

上記の情報料の支払われたDAM-G50及びDAM-G100の回線契約書及び情報料の領収書につきCに対し文書送付嘱託を行ったところ、そのような文書はない旨の回答があった。

#### エ 情報料の架空請求

会館は、Cに対し、情報料を支払っているところ、その情報料が第一興商に対し情報料として支払われたことを示す証拠は一切なく、むしろ、機器メーカー（株式会社第一興商及び株式会社第一興商近畿）の回答は、情報料がCから支払われなかったことを示す積極的な証拠である。

そうすると、上記通信カラオケ機器は、不正使用され、Cは、会館に対し、発生していない情報料を架空請求し情報料を受け取っていた可能性が高い。

#### オ 会館とCの関係

Cは、従前から会館に対し通信カラオケを売却するなど、会館とつきあいが深かった人物であった。DAM-G100については、会館の所有ではなくCから無償で借り受けている（情報料は別途）。

また、通信カラオケ機器を不正使用する場合、実際に使用する会館の協力がなかったとは考え難い。

#### カ 会館運営委員会と地活協会長

Dは、平成25年度以前から現在に至るまで会館運営委員会委員長であり、平成25年度から現在に至るまで地活協会長でもあった。

#### キ まとめ

以上のとおりであって、Cが単独で架空請求をしていたのであれば、会館、地活協及び大阪市に対する詐欺行為となる。しかしながら、既に述べたとおり、会館及び地活協もその事実を知っていた可能性があり、その場合には、C、会館、地活協が共謀して補助金を詐取したことになる。

いずれにせよ、大阪市としては、架空請求の事実の有無、Cと会館、地活協の関係を適切に調査したうえで、補助金の返還、不法行為に基づく損害賠償請求等必要な措置を講ずるべきである。

なお、本件は、既に別の住民が住民監査請求を行い結果を得ているところ、その後、上記イ、ウで述べた新しい証拠が出てきたため、改めて請求

を行うものである。

## 2 請求の受理

本件請求は、本市（住之江区）が平成25年度にA地活協に交付した大阪市住之江区地域活動協議会補助金のうち、結果的に不正な代行業者（前述のCを指す。以下同じ。）に補助金が情報料として渡っており、カラオケ情報料に充当した補助金（390,600円）が違法行為に使用されていることから、当該補助金の返還を求める等の対応をする必要があるにもかかわらず、本市職員等が補助金の返還を求める等何らの対応も行っていないことが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとしてなされたものと解され（後述第2の2参照）、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

もともと、カラオケ情報料に充当した補助金390,600円のうち、178,500円については、本件請求前にA地活協から本市に加算金等も含めて返還されており（後述第3の1（1）イ（ウ））、本市に損害が発生する可能性がないから、住民監査請求の要件を満たさないと判断した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

平成25年度にA地活協に交付した大阪市住之江区地域活動協議会補助金のうち、カラオケ情報料に充当した補助金について、本市職員に違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうかを対象とする。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成28年11月4日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、調査嘱託申立書（平成28年9月29日付け）及びそれに対する回答の提出があった（内容は第3の1（7）で後述）。

請求人からは、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は次のとおりである。

- ・本件請求に係る補助金については、代行業者は住民訴訟の手続において、契約に関する書類はなく、今後書類が出てきても廃棄すると回答している。しかも、A地活協にも書類はないとのことである。このようなところに公金が使用されるのはおかしい。
- ・前回の住民監査請求において、区役所は機器が作動しているところも見ずに、

配線等の外見のみで正常な機器使用であると判断していたのではないか。その時に区がきちんと調査していれば、このような事態にはならなかったと思う。

- ・DAM-G50ⅡからDAM-G100に機種が変更されたことも不自然であり、DAM-G50Ⅱを使用した時に不正があったのかもしれない。

なお、陳述時の質疑応答において、請求人からの主張について次のようなことを確認した。

- ・請求人の主張は、結果的に不正な代行業者に補助金が情報料として渡っているのであるから、代行業者が単独で行っているにしろ、地活協と共謀しているにしろ、違法行為に補助金を使用されることは許されないから、平成25年度のA地活協への補助金交付決定を取り消し、A地活協から補助金を返還させるべきであるというものである。

### 3 監査対象区の陳述（10頁に詳述）

住之江区を監査対象区とし、平成28年11月7日に住之江区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

### 4 監査対象区への調査（7頁に詳述）

平成28年10月25日に、監査委員及び行政委員会事務局職員が住之江区職員から聴き取りを行った。

### 5 関係人調査（7頁に詳述）

平成28年10月25日に、監査委員及び行政委員会事務局職員が関係人からの聴き取りやカラオケ機器等の調査を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 本件請求に係る事実関係

##### ア 地活協等

##### (ア) 地活協

平成25年4月1日現在、住之江区では、A地活協を含め14地域において地活協が設立されている。

地活協の設立後、これまで本市（区役所、局等）から各事業に交付されていた補助金は、区役所から地活協に一括交付され、地活協から各事業に交付されることとなった。

(イ) 老人会等

A地域の各町会の老人会及びその連合体である老人クラブ連合会は、平成25年度、毎月28回（A文化会館、A西部会館各14回）カラオケ事業を開催していた。

カラオケ事業に使用された通信カラオケ機器は、平成25年4月から9月までは株式会社第一興商（以下「カラオケ機器メーカー本社」という。）のDAM-G50Ⅱ、同年10月から平成26年3月までは同社のDAM-G100である。

イ 補助金

(ア) 補助金交付申請、交付決定

A地活協は、平成25年4月30日、本市に対して大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付申請書及びその添付書類を提出した。

本市は、平成25年8月15日、上記申請があった地域活動協議会補助金について交付決定を行い、同年9月18日、A地活協に対して補助金429万円を交付した。

(イ) 実績報告、確定

A 補助金実績報告、通知について

平成26年3月31日、A地活協は本市に対して、大阪市住之江区地域活動協議会補助金実績報告書及びその添付書類を提出した。

これに対して、本市は、交付すべき補助金額を429万円と確定して、その旨をA地活協に通知した。

B カラオケ情報料について

A地活協が提出した実績報告書に添付された年間事業報告書では、実施事業のうち、地域福祉活動推進事業の決算額が収入・支出ともに1,698,816円、うち市補助金が1,673,310円充当されていた。

カラオケ情報料は、上記決算額支出1,698,816円のうち消耗品費390,600円として充当されており、内訳は「カラオケG50Ⅱ情報料文化会館（@13,650円×6回 @18,900円×6回）・西部会館（@13,650円×6回 @18,900円×6回）」となっていた。

なお、添付された領収書によれば、平成25年4月から9月まではDAM-G50Ⅱの情報料として会館ごとに月13,650円、同年10月から平成26年3月まではDAM-G100の情報料として会館ごとに月18,900円を支払っていた。

(ウ) 補助金の一部返還（カラオケ情報料について）

市長は、平成27年3月9日、大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付要綱（平成25年度当時のもの。以下「要綱」という。）第14条第1項第1

号に基づき、A地活協がカラオケ情報料に充当した活動費補助金390,600円のうち178,500円及びこれに伴う運営費補助金27,000円の合計205,500円を取り消し、同日、要綱第15条に基づき、A地活協に対して上記205,500円の返還命令を行った。

これに対して、A地活協は、平成27年3月19日、205,500円を返還した。

それとは別に、市長は、平成27年3月26日、要綱第16条第1項に基づき、A地活協に対して加算金33,784円の返還命令を行い、A地活協は平成27年4月13日に返還した。

## (2) 住之江区職員による説明

平成28年10月25日に監査委員及び行政委員会事務局職員が住之江区職員から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

### ア 補助金交付決定の取消しについて

交付した補助金の支出先が不正な行為を行っており、支出した地活協がそれを知っていた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことになる。

地活協が知らなかった場合には、事業としては成立していることになるから、取り消さないことになる。もっとも、支出先による不正な行為があった場合には、地活協に予見可能性があったかどうかについて、地活協への事情聴取やリーガルチェックを行った上で取り消すことはありうる。

### イ 本件請求の対象となっている補助金について

カラオケ情報料に対する補助は平成26年度まで行っていた。カラオケ事業そのものは補助対象と考えており、平成27年度以降も会館使用料に対する補助は継続している。

区は、これまでにカラオケ機器の設置状況、新譜の配信状況及び動作の確認を行った。

また、区から株式会社第一興商近畿（カラオケ機器メーカー本社の子会社。以下「子会社」という。）に電話して確認したところ、新譜が配信されているということは基本的には情報料を支払っているとのことである。

A地活協が代行業者と共謀して補助金を詐取した可能性について、区がA地活協に確認したところ、代行業者はA地活協会長の個人的な知人ではないとのことである。なお、A地活協会長をはじめA地活協会計、カラオケ会計担当者及び代行業者より、共謀して補助金を詐取したとの事実はないとの証言を得ている。

## (3) 関係人調査（現地調査）

平成28年10月25日に監査委員及び行政委員会事務局職員がA地活協から説明を受けた内容や確認した内容の要旨は、次のとおりである。

## ア 説明内容

### (ア) 代行業者との契約について

契約書は取り交わしていない。

情報料の額は代行業者から提示してきた。新曲も配信されており、機器のレンタル代やメンテナンスに係る費用等、カラオケ機器についてのすべての費用を含んだ額であり、情報料の額は妥当な価格と考えている。

カラオケ機器のメンテナンスは代行業者が毎月行う。地活協は、代行業者から連絡があればメンテナンスに立ち会う。

代行業者については、誰かが紹介してくれたと思うが定かではない。

代行業者とカラオケ機器メーカー本社の契約関係の有無や内容は確認していない。代行業者は非常に誠実であり、信頼している。

現在（関係人調査時点）もカラオケ機器に係る契約は継続している。

カラオケ機器については、DAM-G50ⅡはA社会福社会館老人憩の家が平成20年に代行業者から購入したが、現在は使用していない。DAM-G100はA地活協が代行業者から無償で借りている。

### (イ) 老人会（利用団体）との関係について

平成25年度のカラオケ情報料は、まず老人クラブ連合会が老人会負担分（178,500円）を直接代行業者に支払い、老人クラブ連合会が負担する情報料で不足する分を、A地活協が代行業者に支払うことになっていた。

平成25年度は途中で情報料が上がったが、各老人会の負担分は最初に決めた金額のまま変更しなかった。

### (ウ) 補助金申請について

平成26年度以降もカラオケ事業は実施している。カラオケ情報料に対する補助金を受領しているのは平成26年度までである。

## イ 確認内容

2会館とも、本件請求の情報料支払いの対象である機器と同種のカラオケ機器（DAM-G100）、その他のカラオケに必要な機材（モニター、マイク等）が、地域住民が集まってカラオケを歌うのに十分な広さの部屋に設置されていた。また、現在使用している機器のシリアルナンバーを確認した。

外部回線（電話回線、インターネット等）との接続は確認できなかった。

## (4) 区によるカラオケ機器の調査

### ア 調査日

平成28年10月12日、同年同月21日及び同年11月2日

### イ 調査結果

■DAM-G100（両会館各1台）及びDAM-G50Ⅱ（文化会館2台）のシリアルナンバーを確認した。

■平成28年11月2日調査時点で、DAM-G100（両会館各1台）のシリアルナンバーが関係人調査時点（平成28年10月25日）からさらに変わっていた。

■DAM-G50Ⅱについては、平成28年10月12日、同年同月21日及び同年11月2日時点でシリアルナンバーの変化はなかった。

#### （5）区による子会社への調査

住之江区職員は、平成28年11月7日、A西部会館及びA文化会館にて子会社従業員来訪の上で現地調査を行った。その内容は次のとおりである。

■両会館ともカラオケ機器と電話回線は接続されていないが、常時接続せずに使用すること自体は使用方法としては問題ない。

そのような状態でデータを更新するには、更新するときのみ会館の電話回線に接続する方法と、会館とは別の場所でカラオケ機器と電話回線を接続し更新する方法がある。ただし1つの回線契約でいくつものカラオケデータを更新している場合は不正利用となる。

■シリアルナンバーはカラオケ機器それぞれに割り振られたナンバーである。

■一度カラオケデータの更新を行うと、30日間はカラオケ機器と電話回線が接続されていなくてもカラオケ機器を使用することはできる。

■平成28年11月7日の時点では、両会館のカラオケ機器とも開設番号が確認でき、回線の開設手続はされている。

■DAM-G50Ⅱについて、使用しなくなった時点で通常は契約状況等を確認することができなくなる。

■DAM-G50Ⅱの新譜配信は平成25年8月末に終了している。

■DAM-G100は平成25年当時でも型遅れの機種であり（販売開始は平成15年）、無償で交換したとしても不自然ではない。

■カラオケ情報料はDAM-G100が18,000円、DAM-G50Ⅱは13,000円程度である。

■A地活協が支払った情報料は標準的な額である。

■DAM-G50Ⅱについて、外見で海賊版かどうかは確認できない。

#### （6）区による代行業者への調査

住之江区職員は、平成28年11月13日、A西部会館にて代行業者に対し聴き取り等の調査を行った。その内容は次のとおりである。なお、この調査後に区職員は再度代行業者に連絡したが、代行業者は、今後区役所からは連絡を控えるよう求めた。

■会館ごとに回線契約するよりも、1か所で複数の回線契約をする方が1回線あたり3,000円安くなるため、自分の事務所でカラオケデータの更新を行っている。30日間は更新したデータを使用しカラオケ機器を利用できるため、30日経過前にデータが更新されているカラオケ機器と会館のカラオケ機器を入れ替えている。

■カラオケ機器を電話回線に接続し、カラオケ機器を操作することで、このような料金形態とすることができるため契約書などはなく、このようなカラオケデータ更新の手法は特に問題となるものではない。

■DAM-G100のカラオケ情報料は月々18,000円である。

■DAM-G50Ⅱは地域の所有、DAM-G100は代行業者が所有するものである。

(7) 調査嘱託申立書（平成28年9月29日付け）及びそれに対する回答（第2の2参照）

住民訴訟において、平成27年7月頃にA文化会館に設置されていたDAM-G100について、カラオケ機器メーカー本社に対して調査嘱託がなされ、それに対して同社から裁判所に回答があった。

回答には、以下の内容が記載されていた。

■カラオケ機器メーカー本社は、上記機器のサービス提供を一次販売店である株式会社に対して行っており、同社は第三者に本サービスの再利用を行っている。

カラオケ機器メーカー本社は、一次販売店である株式会社から情報料を受領している。

■上記機器については回線契約が締結されており、契約締結日は平成27年5月1日である。

## 2 監査対象区の陳述等

### (1) 陳述

カラオケ事業は、平成25年当時、A地域の老人会の連合体である「老人クラブ連絡会」に所属する12の老人会が、A文化会館及びA西部会館において、高齢者の生きがづくり、健康づくりを目的として実施していた事業であり、当時は、毎月28回、各会館14回ずつ実施されていた。

老人会のメンバーはもちろんのこと、老人会に入っていない方でも誰もが参加できる事業で、毎回、老人クラブの会員を中心に、3名から20名が参加し、現在も、地域の高齢者の生きがづくり、健康づくりを目的に実施されている。

事業の周知は、老人会の会員が各町会において、ふれあい喫茶や敬老会な

どの地域行事に際して行っている。

次に、請求人の主張とそれに対する陳述について述べる。

A地活協では、各会館に置かれている通信カラオケ機器に楽曲データの配信を受けるため、代行業者に補助金の対象経費として情報料を支払っているものであり、この情報料の支払いをもとに楽曲が配信され、地域の高齢者がカラオケ事業を楽しんでいる。

架空請求の事実の有無、代行業者と会館、地活協の関係については、住民訴訟においても係争中の事項であり、この間も当区職員が現場に赴き、カラオケ機器の設置状況や新譜の楽曲の配信状況、動作確認などを行ってきた。

また、楽曲の配信元である子会社へ電話にて確認を行い、情報料を払わなければ新譜の楽曲が配信されないこと、使用者とカラオケ機器メーカー本社との間に複数の代理店や業者が入る場合があること等の確認を行ってきた。

また、先日行われた請求人陳述において、請求人より陳述のあった、平成25年当時使用していたカラオケ機器DAM-G50Ⅱについては、当区としては平成25年9月まで使用していた機器であり、平成25年10月以降は、DAM-G100に機種が変更されていると確認している。

DAM-G50Ⅱを使用していた時に、不正があったとの指摘については、現在、係争中の住民訴訟において対処すべき事案と考える。

最後に、補助金の支出に関しては、「地域福祉活動推進事業」のカラオケ事業が、補助金交付要綱に定める区長が指定する補助の対象分野であると認定し、その事業に対して補助金を交付している。

補助金である公金の支出行為については、区より補助金交付要綱に基づき、当該補助金対象経費についての収支決算書及び領収書の写しの提出を求め、それらの書類を区として厳正に審査しており、当区としては、公金の支出手続については、問題とするに当たらないものと考えており、平成25年度「地域福祉活動推進事業」に係るカラオケ事業情報料に関する補助金の返還を求める理由はないと考える。

よって、平成25年度に当区がA地活協に交付した地活協補助金のうち、カラオケ情報料に係る債権について、当区職員が違法不当に財産の管理を怠る事実は存しないと考える。

## (2) 追加説明

### ア A地活協と代行業者の共謀について

A地活協会長をはじめ地活協会計、カラオケ会計担当者及び代行業者より、共謀して補助金を詐取したとの事実はないとの証言を得ており、共謀の事実はないと考える。

### イ カラオケ機器の所有者及びカラオケ情報料について

(ア) DAM-G50Ⅱは地域の所有物であり、DAM-G100は代行業者の所有物である。

(イ) カラオケ情報料はリース料・メンテナンス料を含めたものであり、その価格はカラオケ機器メーカー本社から確認した価格と同一（DAM-G50Ⅱは13,000円、DAM-G100は18,000円（ともに税抜））であることが確認できたことから、カラオケ事業を実施するにあたり必要な経費として補助金の充当は問題ないとする。

ウ 関係区陳述での監査委員の質問に対する回答の訂正について

関係区陳述において監査委員より質問のあった「DAM-G50ⅡからDAM-G100への機種変更の理由」について、調査の過程で判明した事実より、次のとおり回答内容を訂正する。

**【関係区陳述での回答内容】**

地域に確認したところ、特に明確な理由はなく、代行業者がその時に新しい機器に取り換えたことを確認している。

**【訂正内容】**

平成25年8月末で、DAM-G50Ⅱの新譜配信が停止したため、利用可能な30日間はDAM-G50Ⅱを利用し、10月よりDAM-G100に機種変更を行っていることから、代行業者の都合で機種変更を行ったものではない。

エ 区としての今後の調査について

(ア) カラオケ機器メーカー本社と代行業者の間に不正の事実があるか否かについて、現時点では確認できなかった。二者の関係については、区として可能な範囲での調査は行ったと認識しており、これ以上の調査は困難である。

(イ) 改めて調査が必要な場合は、住民訴訟で対応すべき事項であるとする。

### 3 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象区の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金の交付を行う本市職員等は、必要があると認めるときは、地活協に対して報告を求める等して調査を行う職務上の義務があると解され（要綱第10条参照）、①結果として公金が不正行為に使われている場合で、②地活協が不正行為を行っていることや、地活協が支出先による不正行為を知り、又は知ることができたにもかかわらず支出を続けていたことが明らかあるいは合理的に疑われるべき具体的な事情が判明したにもかかわらず、③本市職員等が何ら

の対応等もとらないときは、違法不当となる場合があるというべきである。

まず上記①について、請求人は、次の2点を根拠に、代行業者が平成25年度当時、カラオケ機器メーカー本社及び子会社と情報提供に必要な契約を締結しておらず、情報料も支払わないまま、違法に通信カラオケ機器を利用者に使用させていたと主張していると解される。

■カラオケ機器メーカー本社及び子会社は代行業者との情報料に関する取引関係はないと回答した。

■代行業者は機器の回線契約書及び情報料の領収書等はないと回答した。

これに対して、関係区は、区が調査した内容を根拠として、代行業者が違法に通信カラオケ機器を利用者に使用させた事実は確認できないと主張している。

この点、使用者とカラオケ機器メーカー本社との間に複数の代理店や業者が入る場合はありえると考えられるから、請求人が主張するように、「カラオケ機器メーカー本社及び子会社と代行業者に直接の取引関係がないことをもって不正行為の存在が認められる」とはいえない。

次に、関係人調査（1（3））、区によるカラオケ機器、子会社への調査（1（4）、（5））からは、機器の外見に問題はみられない。

また、これらの調査において両会館とも現時点ではカラオケ機器の開設番号が確認でき、回線の開設手続はされていることが確認できたこと、平成27年7月頃にA文化会館に設置されていたDAM-G100について回線契約が締結されていること（1（7））から、平成27年7月頃から現時点にかけて使用されているカラオケ機器は、カラオケ機器メーカー本社と締結された契約に基づくものであって不正利用によるものではないと推認することができる。

さらに、これらの調査では、両会館ともカラオケ機器と電話回線は接続されていないことが確認されているものの、常時接続せずに使用すること自体は使用方法としては問題ないことや、一度カラオケデータの更新を行うと、30日間はカラオケ機器と電話回線が接続されていなくてもカラオケ機器を使用することができることが同じく確認されていることも考えれば、カラオケ機器と電話回線が接続されていないという使用方法が不正なものであるということとはできない。

加えて、たしかにカラオケ機器が複数回入れ替えられているものの、代行業者が説明する機器入れ替えの理由（1（6）参照）は不合理であるとはいえず、機器を入れ替えていることのみをもって不正行為が明らかであるとはいえないし、本件請求の対象となっている平成25年度当時に、請求人が主張するような不正行為があった可能性を示唆する事実は現時点では見当たらない。

本件請求においては、平成25年度当時に設置されていた機器について、正規

の回線契約が締結されていたかが問題となるが、この点について、子会社は、DAM-G50Ⅱについて、使用しなくなった時点で通常は契約状況等を確認することができなくなると述べており、監査において、これ以上の調査は困難である。

したがって、判明している事実関係からは、平成25年度当時、不正行為があったとは認定できない。よって、①から③のうち、①結果として公金が不正行為に使われている場合であるとはいえないから、本件請求において本市に債権が発生するということとはできず、②及び③について検討するまでもなく、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実についてはその前提を欠くといわざるを得ない。

#### 4 結論

以上の判断により、請求人の主張には理由がない。

【参考（法令等（抜粋））】

1 法

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2 大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（以下略）

3 地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱

（定義）

第2条 この要綱において「地域活動協議会」とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいう。

（以下略）

（補助金の交付）

第4条 次に掲げる要件を備えているものとして次条に定めるところにより区長の認定を受けた地域活動協議会に対しては、第6条及び第7条に定めるところにより補助金を交付することができる。

（1）防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的としていること。

（2）地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること。

（3）校区等地域における第1号に規定する市民活動を行う唯一の組織であつ

て、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。

- (4) 事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。
- (5) 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること。
- (6) 次に掲げる活動をしていないこと。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が前条の基本原則を踏まえ、区又は校区等地域の状況に応じて定めた要件

2 前項の補助金は、活動費補助金及び運営費補助金とし、その交付額は、区長が毎年度予算の範囲内において校区等地域ごとに設定する金額以内の額とする。

（活動費補助金）

第6条 活動費補助金は、地域活動協議会の下で行われる市民活動に要する経費に対する補助金とする。

2 区長は、毎年度、校区等地域ごとに、当該校区等地域における市民活動団体の活動対象となっていない分野を補完する観点から、第4条第1項第1号に規定する分野のうちから当該校区等地域の地域活動協議会が担うべき分野及び区の特性や当該校区等地域の実情に即して地域活動協議会が担うべき分野を指定するものとする。

3 補助金の交付の決定は、地域活動協議会の下で行われる市民活動が、前項の規定により区長が指定した活動分野のすべての分野にわたるものであるときに限り、これを行うことができる。

4 活動費補助金の交付額は、交付の対象とする経費の額に100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

(運営費補助金)

第7条 運営費補助金は、活動費補助金を交付した地域活動協議会の運営に要する経費に対する補助金とする。

2 運営費補助金の交付の対象とする経費は、会議の開催、会計処理その他の地域活動協議会の運営に必要な物件費及び人件費とする。

(以下略)

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成25年2月1日から施行する。

(準備行為)

4 第5条第1項の規定による区長の認定その他地域活動協議会に対する補助金の交付に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

#### 4 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）及び地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（以下、「基準に関する要綱」という。）に定めるもののほか、大阪市住之江区地域活動協議会補助金（以下、「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 活動費補助金における区長が指定する補助の対象となる市民活動の分野（以下、「活動指定分野」という。）は、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツとする。

4 活動費補助金における補助の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

5 活動費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、前4項に定める経費の額に100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

6 運営費補助金における補助の対象となる事業及び経費は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

7 運営費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、活動費補助金の交付額に100分の25を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生

じたときは、これを切り捨てた額) 以内の額とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付申請書(様式第1号)に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 事業別実施計画書
- (3) 事業別収支予算書
- (4) 運営費補助金収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、活動の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、大阪市住之江区地域活動協議会補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(交付の時期等)

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の完了後、第12条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、その全部または一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査

し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業等の適正な遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市住之江区地域活動協議会補助金実績報告書（様式第11号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 年間事業報告書

(2) 事業別実施報告書

(3) 事業別収支決算書

(4) 運営費補助金収支決算書

(5) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(6) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿等

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市住之江区地域活動協議会補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市住之江区地域活動協議会補助金精算書（様式第13号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行わ

れている場合にあつては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

- 2 補助事業者は、精算書を補助事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入をしなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不適切な会計処理を行ったとき
- (2) 政治的行為を行ったと認められるとき又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行ったとき
- (3) 基準に関する要綱第4条第1項の認定を取り消されたとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消をした場合は速やかにその旨の理由を付して大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額

を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第3条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

（関係書類の整備）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第4条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

#### 附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に基準に関する要綱附則第4項の規定に基づき同要綱第5条第1項の規定による認定を受けている地域活動協議会に対して交付する平成25年度の補助金に係る第2条第5項及び第7項の規定の適用については、第2条第5項中「額に100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「額」とし、第7項中「交付額に100分の25」とあるのは「交付の対象とする経費の額に100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の30」とする。

#### 別表第1（第2条第4項関係）

（1）活動費補助金の補助対象となる経費（事業実施に伴うものに限る）

経費区分	内容等
報償費	・ 1人1回あたり3万円までの講師謝礼等
旅費交通費	・ 市内交通費、市外への旅費、費用弁償等
消耗品費	・ 文房具等事務用品購入経費等 ・ 概ね一年以内に消耗するもの ・ 単体で使用できないもの（ビデオテープ、DVD等） ・ 一個または一組の価格が5万円未満のもの ・ 最小限の食材費等

燃料費	・ 自動車等を使用した活動に係る燃料代
食糧費	・ 会議用、接待用の茶菓及び長時間の活動を予定している場合の食事代 ただし、茶菓代は1人1回あたり 200 円まで、食事代は1人1回あたり 800 円までとし、アルコール類は補助対象から除く。 ・ 熱中症対策の飲料、食事時間を拘束する出演者の弁当代など、なければ事業が実施できないもの
印刷製本費	・ 会議用文書、地域内新聞、パンフレット等の印刷経費等
光熱水費	・ 電気、ガス、水道代等
備品修繕費	・ 備品等の修繕費用
通信運搬費	・ 郵便料、電話代、運送費等
手数料	・ 各種手数料、クリーニング代、収入印紙代等
保険料	・ 各種保険料
委託料	・ 委託料（事業全体を委託する場合を除く）
使用料及び賃借料	・ 会場借り上げ経費及びリース料等
備品購入費	・ 複数年にわたり使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められるもの（5万円以上）
図書購入費	・ 書籍（雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が 5,000 円以上の図書等購入経費等
分担金	・ 共同で実施する事業における分担金
会費	・ 講習会・研修会の参加会費
公課費	・ 自動車税、軽自動車税等
その他	・ その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費

(2) 活動費補助金の補助対象とならない経費

経費区分	内容等
報酬	・ 役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの ・ 大阪府最低賃金（時間額）を超える部分
報償費	・ 地域活動協議会会員に対する報酬 ・ 1人1回あたり3万円を超える部分

交際費	・ 見舞金、慶弔費等
消耗品費	・ 単に配付することだけを目的とした物品の購入に係る経費
食糧費	・ 茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分 ・ 食事代のうち、1人1回あたり800円を超える部分 ・ アルコール類 ・ 親睦会等にかかる経費
委託料	・ 事業全体を委託する場合
会費	・ 諸団体の会員として支払う会費

別表第2（第2条第6項関係）運営費補助金の補助対象となる事業

各種会議の 運営事務	・ 地域活動協議会の各種会議の開催にかかる準備、議事録作成等事務（ただし、活動に直接関係する会議に係る経費は、活動費補助金にて対応すること。）
活動の実質 的な実施主 体間の調整 事務	・ 地域団体やNPO等市民活動団体、学校、地域その他地域活動の実質的な実施主体との連絡調整 ・ 他地域の地域活動協議会との連絡調整 ・ 区役所や中間支援組織その他関係機関との連絡調整
地域住民に よる点検、 評価の機会 の提供及び 意見等集約	・ 地域住民からの地域運営・地域活動に関する相談や意見の受付 ・ 地域住民からの議事録及び会計帳簿等の閲覧要求にかかる受付及び資料開示
その他庶務	・ 事業計画書・事業報告書、収支予算書・収支決算書等各種書類作成事務 ・ 各種会議の議事録、会計帳簿等各種書類の管理 ・ 地域活動協議会活動の広報・啓発に関する業務（ただし、活動に直接関係する広報経費は活動費補助金で対応すること） ・ 地域住民が集まる場（集会所、憩の家等）の管理 ・ その他庶務的事務（予算書、決算書などの書類作成その他）

別表第3（第2条第6項関係）

(1) 運営費補助金の補助対象となる経費

経費区分	内容等
------	-----

報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営事務従事者への報酬のうち、大阪府最低賃金（時間額）以内の経費（雇用、有償ボランティア等形態は問わない）</li> </ul>
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師謝礼等</li> </ul>
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内交通費、市外への旅費、費用弁償等</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000円未満の図書）等購入経費等</li> <li>・ 個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの）</li> <li>・ コンピューターソフト、CD、DVD等の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただし、5万円未満とする）</li> <li>・ 風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの（立看板など）</li> </ul>
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議用、接待用の茶菓</li> </ul> <p>ただし、1人1回あたり200円までとし、アルコール類は補助対象から除く</p>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議用文書、地域内新聞、パンフレット等の印刷経費等</li> </ul>
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等</li> </ul>
備品修繕料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品等の修繕費用等</li> </ul>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便料、電話代、プロバイダ経費</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産登記手数料等</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険料</li> </ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営事務に伴う委託料</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務所経費等、地活協の運営に係る議事等に使用するための会場借り上げ経費</li> </ul>
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話機、FAX、机、椅子、パソコン、プリンタ、プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、カメラ、ビデオカメラ、文書保管庫等購入経費等（5万円以上）</li> </ul>
図書購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書籍（雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5,000円以上の図書）等購入経費等</li> </ul>
公課費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税等</li> </ul>
会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講習会等の参加会費</li> </ul>

(2) 運営費補助金の対象とならない経費

経費区分	内容等
報酬	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの</li><li>・ 大阪府最低賃金（時間額）を超える部分</li></ul>
食糧費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分及び食事代</li><li>・ アルコール類</li></ul>

5 税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例（昭和39年条例第12号、平成25年度当時のもの）

(延滞金)

第3条 税外歳入の督促を受けた者が、督促状の指定期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該指定期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、納付すべき金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

(以下略)